

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

- 1 日時
平成28年11月9日（水曜日）
午前10時0分開会、午後1時14分散会
（うち休憩 午後0時4分～午後1時0分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、中村担当書記、嵯峨併任書記、及川併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
及川県土整備部長、中野技監兼道路都市担当技監、
平野副部長兼県土整備企画室長、八重樫河川港湾担当技監、
小原県土整備企画室企画課長、小上県土整備企画室用地課長、
菊池建設技術振興課総括課長、大久保建設技術振興課技術企画指導課長、
遠藤道路建設課総括課長、千葉道路環境課総括課長、高橋河川課総括課長、
佐野河川課河川開発課長、檜山砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、
和村都市計画課まちづくり課長、幸野下水環境課総括課長、
廣瀬建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、谷藤建築住宅課営繕課長、
佐々木港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
 - (2) 企業局
菅原企業局長、坂本次長兼経営総務室長、中屋敷技師長、
藤原経営総務室経営企画課長、細川業務課総括課長、吉田業務課電気課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 県土整備部関係審査
(議案)

- ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第2号）
- イ 議案第12号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- ウ 議案第13号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- エ 議案第18号 主要地方道大船渡広田陸前高田線小友地区道路改良工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- オ 議案第19号 八木地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- カ 議案第20号 宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第23号 訴えの提起に関し議決を求めることについて
- ク 議案第24号 和解の申立てに関し議決を求めることについて
- ケ 議案第31号 主要地方道一関北上線（仮称）柵の瀬橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第32号 水門・陸閘自動閉鎖システム（安全警報設備）整備（宮古及び山田工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第33号 宮古港藤原地区海岸防潮堤（第5工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第34号 北上川上流流域下水道北上浄化センター受変電設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第35号 北上川上流流域下水道矢巾幹線2条目築造（管渠工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 企業局関係審査

(議案)

議案第7号 平成28年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

9 議事の内容

○中平均委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費及び第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中6から12まで及び2変更中8から19まで、議案第12号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第13号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることにつ

いて、以上3件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○平野副部長兼県土整備企画室長 補正予算の説明に先立ちまして、今回の台風第10号災害に係ります県土整備部関係の被害の状況につきまして、手短に御報告いたします。

配付しております資料ナンバー1、台風第10号による公共土木施設の被害概要及び復旧対応等についてをごらんいただきたいと思っております。委員の皆様には、既に何度も現地を視察されておりますことから、被災状況の詳細の説明は省かせていただきますが、1ページには県管理道路の被害状況、2ページ、そして3ページには河川の被害状況として、最も被害の大きな小本川の状況をお示ししております。これらの公共土木施設等の被害額は、4ページでございますとおり、県と市町村を合わせた総額で802億8,000万円余となっております。被害箇所数は約2,300件に上り、これは東日本大震災津波の箇所数約2,000カ所を上回る規模となっております。

5ページ、復旧対応の概要であります。被災当初からさまざまな国等の支援をいただいております。国土交通省からは、災害査定官や災害復旧技術専門家をそれぞれ2度にわたり派遣いただき、技術的な支援や助言をいただいたところであります。

6ページでございますが、災害査定につきましても県の要望に応じていただき、査定の簡素化を図るなど、効率化や事務の軽減が図られるよう配慮をいただいているところでございます。災害査定は、今週11月7日から既に行われておりますが、箇所数が多いことから、終了までには数カ月かかる見込みであり、効率的な査定計画を立てながら、スケジュールを調整しているところでございます。

7ページでございますが、復旧方針といたしましては、基本的には早期復旧を目指し、原形復旧を行うこととしておりますが、必要に応じて施設の材質や形状、構造などの質的な改良を施し、被災原因の除去を図ることとしております。特に二級河川小本川など被害が大きい河川などでは、抜本的な改良も可能となる改良復旧事業を導入するなど、再度災害の防止に努めていくこととしております。

それでは、続きまして、議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第2号）中、県土整備部関係の予算につきまして御説明を申し上げます。議案（その1）の5ページをお開きいただきたいと思っております。当部関係の歳出予算についてでありますけれども、台風第10号の災害に対応した補正のほか、事業の進捗や国庫支出金の交付額の決定、国の経済対策などを踏まえた補正を行おうとするものであり、表の中ほど8款土木費は、144億6,217万6,000円の増額、6ページをお開きいただき、11款災害復旧費5項土木施設災害復旧費は470億8,980万1,000円の増額、合わせまして615億5,197万7,000円の増額となるものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書によりまして御説明を申し上げます。予算に関する説明書の54ページをお開きいただきたいと思っております。

なお、金額の読み上げは一部を除きまして省略をさせていただき、主な内容を中心に御

説明申し上げますので御了承願います。

55ページをごらんいただきたいと思います。2項道路橋りょう費の2目道路橋りょう維持費のうち、右側でございますけれども、道路環境改善事業費の15億2,000万円余は、国の経済対策に対応した道路舗装、橋りょう補修などの経費の増額分などであり、道路維持修繕費の13億5,000万円余は、台風第10号災害に伴う道路啓開作業として11億5,000万円余を要したため、今後必要となる道路の維持修繕費等を補正しようとするものでございます。

56ページをお開きいただきたいと思います。3目道路橋りょう新設改良費のうち地域連携道路整備事業費の10億9,900万円余は、災害に強く信頼性の高い交通ネットワーク構築のため、国の経済対策に対応した経費8億9,000万円余と、国庫支出金の決定見込みなどに伴う増額分2億円余につきまして補正しようとするものでございます。

その下の57ページをごらん願います。3項河川海岸費1目河川総務費のうち河川海岸等維持修繕費12億1,000万円は、台風第10号災害に伴う河川の流木除去や緊急的な堤防等の維持修繕に要する経費11億6,000万円と、あわせまして労務単価などの上昇に伴う事業費の増分5,000万円につきまして補正しようとするものでございます。

次の2目河川改良費のうち基幹河川改修事業費14億1,000万円は、川幅の拡幅や築堤などの河川改修のため、国の経済対策に対応した経費について増額しようとするものであります。治水施設整備事業費19億4,000万円余は、台風第10号による被災に伴い、緊急的に築堤や河道掘削等の対応が必要となる箇所のうち、国庫補助金の対象とならない箇所の整備に要する経費について補正しようとするものでございます。

58ページをお開き願います。3目砂防費のうち災害関連緊急砂防事業費77億5,000万円は、台風第10号の被災に伴い土砂の崩落等危険な状況に緊急に対処するため、砂防施設の設置に要する経費について、新規事業を立ち上げて対応しようとするものでございます。

次に、60ページをお開き願います。4項港湾費2目港湾建設費のうち港湾高潮対策事業費33億1,000万円余の減額は、港湾の防潮堤等の整備に要する経費について、国庫支出金の決定に伴う減額分を補正しようとするものでございます。

62ページをお開き願います。5項都市計画費2目街路事業費は、国庫支出金の決定見込みに伴う増額分や、国の経済対策に対応する経費等について補正しようとするものでございます。

次に、64ページをお開き願います。6項住宅費2目住宅建設費は、災害公営住宅及び公営住宅の整備について、事業の進捗等を踏まえた事業費、事務費の見直しに係る減額分等を補正するほか、新たに内陸災害公営住宅の建設について、敷地提案型の住宅買取事業を実施するための委託費800万円余について補正しようとするものでございます。

少し飛びまして、76ページをお開き願います。11款災害復旧費5項土木施設災害復旧費1目河川等災害復旧費468億円余のうち425億円余は、台風第10号等により被災した河川、道路等の施設の復旧に要する経費につきまして、そして41億7,000万円余は、東日本大震災津波からの復旧等に要する経費について、国庫支出金の決定に伴う増額分を補正しようとする

するものでございます。次の2目港湾災害復旧費は、台風第10号等により被災した施設の復旧等における経費について補正しようするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案（その1）に戻っていただきまして、7ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正について、このうち当部関係の事項は、1追加中、6の除雪から12港湾災害復旧事業までであり、工期が翌年度以降にわたるものにつきまして、期間及び限度額を設定しようとするものであります。

次に、8ページをお開き願います。2変更中、表の下段、8道路環境改善事業から19河川等災害復旧事業についてまで、期間及び限度額を変更しようとするものでございます。以上で議案第1号についての説明を終わります。

次に、建設事業に要する経費の負担議案2件につきまして、御説明を申し上げます。39ページをお開きいただきたいと思っております。議案第12号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてでございますが、これは平成28年3月24日に議決をいただきました内容に関し、急傾斜地崩壊対策事業の表中、建設事業に要する経費の変更に伴い、陸前高田市、二戸市それぞれにつきまして、負担金の額を変更しようとするものでございます。

次に、40ページに参りまして、議案第13号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてでございますが、急傾斜地崩壊対策事業について、その建設事業に要する経費の一部を新たに受益者である住田町に負担させようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号主要地方道大船渡広田陸前高田線小友地区道路改良工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○遠藤道路建設課総括課長 議案（その2）の10ページをお開き願います。議案第18号主

要地方道大船渡広田陸前高田線小友地区道路改良工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。主要地方道大船渡広田陸前高田線小友地区道路改良工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

お手元の議案説明資料の1ページをお開き願います。工事名は、主要地方道大船渡広田陸前高田線小友地区道路改良工事。工事場所は、陸前高田市小友町地内。工事概要は、まちづくり連携道路に位置づけ整備を進めております主要地方道大船渡広田陸前高田線小友地区において、津波浸水においても通行可能な道路を整備し、集落の孤立を回避するための工事でございます。

設計変更の理由及びその内容ですが、第1回変更では工事費積算に用いる単価適用年月の変更、第2回変更では用地取得の進捗に伴い、施工区間を延長する変更となっております。

今回の変更は、工事の実施に伴い、迂回をお願いしている通行車両の迂回距離の短縮など、道路利用者の負担軽減のために一部区間について早期暫定供用を図るため、舗装工やガードレール工を追加しようとするものであります。

契約額ですが、平成27年3月4日の当初契約の金額6億7,122万円に対し、今回の変更による変更後の契約金額は9億3,592万440円で、当初契約に対して2億6,470万440円、約39.4%の増額となるものでございます。

請負者は、株式会社平野組。工期は、現在の平成29年1月27日から平成29年3月15日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号八木地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋河川課総括課長 議案（その2）の11ページをお開き願います。議案第19号八木地

区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

八木地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の2ページをお開き願います。工事名は、八木地区海岸防潮堤築造工事。工事場所は、九戸郡洋野町八木地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した八木地区において、津波対策の防潮堤等の新設をする工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容は、まず当初発注におきましては、設計金額が5億円未満であったことから、県北広域振興局の発注としております。

設計変更の主な理由につきましては、早期の復旧、復興を図るため、標準断面方式で発注したものを第2回変更では、現地精査したところ当初想定よりも地盤条件が悪かったことから、杭打設工法の変更に伴う増。今回の第4回変更は、現地精査による陸間のコンクリートの数量等の増、また河川の排水のため樋函工設置に伴うつけかえ工の増工、今回の変更契約により変更請負金額で5億円を超える契約となるものです。なお、3、4ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成26年3月27日の当初契約の金額3億2,400万円に対しまして、今回の変更により2億3,937万9,840円、73.9%の増額となり、変更後の契約金額は5億6,337万9,840円となるものでございます。請負者は、株式会社プライム下館工務店。工期は、現在の平成29年3月10日までで変わりありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木港湾課総括課長 議案（その2）の12ページをお開き願います。議案第20号宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申

上げます。

宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案説明資料の5ページをお開き願います。工事名は、宮古港海岸藤原地区防潮堤その3工事。工事場所は、宮古市藤原地内。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古港藤原地区において防潮堤を新設する工事を行うものでございます。変更設計の主な理由及びその内容は、詳細設計及び地質調査の結果、地中に転石等が存在し、鋼管類の打撃工法が施工不可能なことから、打撃に支障となる瓦れき層を撤去するための補助工法を追加する必要が生じたものでございます。また、土壌汚染対策法により、ヒ素等に汚染された残土を産業廃棄物として処分する必要があるため、処分費等を計上する必要が生じたものでございます。

契約額ですが、平成27年7月8日に議決いただいた当初契約の金額15億1,048万8,000円に対し、今回の変更により5億4,651万240円、約36.2%の増額となり、変更後の契約金額は20億5,699万8,240円となるものでございます。

請負者は、樋下建設株式会社でございます。工期は、現在の平成28年11月30日までから、平成29年3月17日までに変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

○工藤勝博委員 今回の契約変更に関してですけれども、防潮堤の延長と申しますか、他工区との調整の中で伸びたということで、計算してみると59メートルですよ。

それは、やっぱり当初から全体の中での予定には入っていなかった部分なのでしょうか。

○佐々木港湾課総括課長 今委員が質問されました新しい延長部分でございますけれども、この工区につきましては県有地ということで、当初は、その2の工区のほうに含めて発注しておりました。ただ、宮古港の復旧等で、その県有地が当分の間、工事用の敷地として使用されているということで、その2の工事で順調に工事を進めることができなかつたのです。今回、その3の工事は隣接する工区での発注になるわけですが、その際、隣のその2の工区と今回の変更の工区で工事がふくそうするというので、請負者と協議いたしまして、工事の効率化を図るという点で、今回のその3工区のほうに追加変更したものでございます。

○工藤勝博委員 その内容はわかりました。それぞれ変更理由が三つほど掲げられております。こういう状況の中で、宮古港のフェリー就航が予定されているわけですが、この藤原埠頭を当然使うと思うのですけれども、その対応と申しますか、フェリーの就航に関しての防潮堤等はどういう考えを持っていますか。

○佐々木港湾課総括課長 平成30年の6月にフェリー航路が開設されるわけですが、フェリー航路の開設に当たりまして、ちょうど南側のマイナス10メートルの岸壁、ち

ようど南側になるのですけれども、その位置で今年度からターミナルビルの工事に着手する予定でございます。埠頭用地の工業用地のほうで工事をやっておりますので、今工事をやっている防潮堤につきましては、工事の際にはふくそうにはならないと考えております。

それから、今回の藤原工区につきましては、全ての工区が平成29年度に完了する予定となっておりますので、フェリー就航の際も工事による影響等はないと考えております。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第23号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第24号和解の申立てに関し議決を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○辻村住宅課長 議案第23号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第24号和解の申立てに関し議決を求めることについてを一括して御説明申し上げます。議案は議案（その2）15ページから18ページでございます。また、初めにお手元に配付しております資料の8ページをごらんください。

訴えの提起及び起訴前の和解は、県営住宅家賃を長期に滞納している方を対象として行っている法的措置でございます。

訴えの提起でございますが、これは資料左側にあります、県営住宅家賃を長期に滞納している方、滞納月が6カ月または滞納額が30万円を超える方で、滞納を解消しようとする意思が見られない方に滞納家賃等の支払いと住宅の明け渡しを求める訴えを提起しようとするものであります。

また、起訴前の和解、これは資料の右側になります。県営住宅家賃を同様に長期に滞納している方で、この家賃に対しまして、分割納入の意思がある方に対しまして、滞納家賃の計画的な解消の条件として、継続的な入居を認める和解の手续を行おうとするものでございます。

県といたしましては、これまで家賃滞納者に対し、繰り返し督促や納入指導等を行い、生活状況に応じて家賃減免を行うなど滞納の防止、解消に努めてまいりましたが、改善が図られず、家賃滞納が常態化している滞納者につきましては、やむを得ず法的措置を実施

することにしたものでございます。このことから、訴えの提起及び起訴前の和解の申立てに関しまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案（その2）の15ページをお開き願います。議案第23号訴えの提起に関し議決を求めることについてでございますが、事件の名称は、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等支払請求事件でございます。2の原告及び被告についてでございますが、原告は岩手県、被告は県営住宅入居者2名となっております。事件及び訴えの趣旨、内容でございますが、被告は県営住宅の家賃等を長期にわたり滞納し、たび重なる訪問、電話連絡に応じていただけない、また居住実態がないなどの状況にございまして、県からの明け渡し請求等にも応じていただけなかった方でありますことから、県営住宅の明け渡し、滞納家賃等の支払い及び住宅の明け渡し期限の翌日から明け渡しをする日までの期間に、家賃にかわって支払うべき金銭の支払いを求めようとするものでございます。

被告人に係る滞納家賃等の状況であります。平成28年9月末現在、少ないもので約71万円余、多いもので117万円余となっております。なお、公営住宅の家賃は収入に応じて毎年決定される仕組みとなっておりますが、このお二方は、家賃決定にかかる届け出を行っていないことから、現在の家賃は高額となっているため、滞納額が高額となってしまったものでございます。

訴訟遂行の方針でございますが、裁判の結果、必要がある場合は上訴するものでございます。また、訴訟において調停または和解が適当であると認められる場合につきましては、相当の条件で、これに応じようとするものでございます。

続きまして、議案（その2）の17ページをお開き願います。議案第24号和解の申立てに関し議決を求めることについてでございます。これは、分割納入の意思がある者と県とが簡易裁判所に出頭し、起訴前の和解をしようとするものでございます。和解によりまして、入居者である相手方から計画的な滞納家賃の納入が約束されますことから、県としては相手方の継続入居を承認することとなりますが、仮に相手方が約束した支払いを怠ったときには、家賃等の支払いや住宅の明け渡しについて強制執行が可能となるものでございます。

和解の申立人及び申立ての相手方についてでございますが、申立人は岩手県、申立ての相手方は県営住宅入居者10名でございます。

なお、和解をしようとする各相手方の滞納額につきましては、平成28年9月末現在、少ないもので18万円余、多い者で60万円余となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第31号主要地方道一関北上線（仮称）柵の瀬橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○遠藤道路建設課総括課長 議案（その4）の1ページをお開き願います。議案第31号主要地方道一関北上線（仮称）柵の瀬橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

主要地方道一関北上線（仮称）柵の瀬橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の9ページをお開き願います。工事名は、主要地方道一関北上線（仮称）柵の瀬橋上部工工事。工事場所は、一関市川辺及び舞川地内。契約金額は31億5,663万2,361円で、請負率は89.97%。請負者は、株式会社ピーエス三菱・川田建設株式会社特定共同企業体であります。

工事概要ですが、緊急輸送道路に指定されている主要地方道一関北上線において、現在の柵の瀬橋は車道幅員が狭く、歩道も設置されていないことから、橋梁のかけかえ整備により安全で円滑な交通を確保しようとするものです。今回の工事は、橋梁上部工693メートルの施工となるものです。工期は745日間で、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為により行うものでございます。

なお、10ページに入札結果説明書、11ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 この橋につきましては、地震のたびに通行どめになりまして、大きく迂回をしなければならないということで、地元からすれば本当に念願のかけかえだということでもあります。

今回は上部工ということでもありますけれども、一つ目の質問は、このかけかえについて総額で幾らかかっているのかということ。それから、工期についても全体で何年から始まって平成31年春に供用開始になるのか、平成30年度のどのあたりで供用開始になるのかということが二つ目の質問であります。

それから、工事概要ということで、道路の幅が狭くて歩道がついていないということだ

ったのですが、今度はどのように生まれ変わるのか。具体的に、幅がどのぐらい前に比べて広がる、歩道については両側なのか片側なのかということでもあります。

それから、最後なのですけれども、こういう北上川という河川でありますので、雪解けの時期とかさまざま営農の関係もありますけれども、通年施工でやっていくのかについてお伺いしたいと思います。

○遠藤道路建設課総括課長 まず1点目、柵の瀬橋の橋梁かけかえ工事の全体事業費でございますが、現在は約56億円ほどを予定して事業を進めさせていただいております。事業期間といたしましては、平成25年度に着手させていただいて、上部工を完成させまして、塗装等を仕上げ、車が通れるような供用は平成30年度末を目指しております。

ただ、事業といたしましては、その後に現在の橋を撤去する工事を、また2年ほどかけて進めさせていただきたいと思っております。

今回の工事に伴いまして、現在の橋からどのような形でかけかえられるのかというお話でございます。現在の橋の幅員としましては、5メートル、全幅でも6メートル程度という形で非常に狭い道路でございます。それで今回計画させていただいておりますのが、橋梁部分でも車道の幅員が6.5メートル、2車線しっかりとれるようになっておりますし、歩道につきましても、片側歩道2.5メートルをつけさせていただきたいと考えております。

4点目といたしまして、工事の施工期間についてですが、当工事については、北上川を渡る橋梁工事といたしまして、河川管理の観点から、河川管理者と協議しながら進めさせていただいております。工事の実施に当たりましては、大雨による洪水等が発生しない時期、渇水期と表現させていただきますが、渇水期の10月から6月までの施工という形で河川管理上の制約を見ながら工事を実施させていただいております。

○神崎浩之委員 わかりました、10月から6月までですね。5年前、私が県議会議員になったときには平成30年代という説明だったのですが、平成30年度と、この年に供用が開始されることは、非常に早まっているということで、感謝を申し上げたいと思っております。

今の説明で旧橋の撤去があるということなのですけれども、撤去についてはどのぐらいの予算がかかるのか、あわせて伺います。

それから、その予算についても国のほうにも面倒を見ていただいているのだと思いますが、撤去に関する事をお聞かせいただきたいと思います。

この入札調書を見ますと、11者が参加して、無効が一、二、三者ですか、そういうことなのですけれども、なぜこれだけ無効が出ているのかということもお聞きしたいと思います。

○遠藤道路建設課総括課長 撤去に要する事業費につきましては確認し、後ほど御報告させていただきます。

入札結果といたしまして、無効が3者でございます。こちらの方々につきましては、調査基準価格を下回ったときに、施工体制を確認するための追加資料等を求める措置となるわけですけれども、そちらの資料の提出等がなかった、あるいは辞退されたということで

無効となったということです。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第32号水門・陸閘自動閉鎖システム（安全警報設備）整備（宮古及び山田工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋河川課総括課長 議案（その2）の2ページをお開き願います。議案第32号水門・陸閘自動閉鎖システム（安全警報設備）整備（宮古及び山田工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

水門・陸閘自動閉鎖システム（安全警報設備）整備（宮古及び山田工区）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の12ページをお開き願います。工事名は、水門・陸閘自動閉鎖システム（安全警報設備）整備（宮古及び山田工区）工事。工事場所は、宮古市鉾ヶ崎地内ほか52カ所。契約金額は6億4,962万円で、請負率は90.17%。請負者は北日本通信株式会社であります。

工事概要ですが、東日本大震災津波により復旧、復興する防潮堤の水門、陸閘等について、遠方から自動で閉鎖するためのシステムを構築するに当たり、サイレンやスピーカー等の安全警報施設を整備するものでございます。工期は平成31年10月31日まで、平成28年度から平成31年度までの4年間の債務負担行為で行うものであります。なお、13ページに入札結果説明書、14ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 工事場所が52カ所。下の位置図のほうに対象箇所53カ所とあるのとの違いは何でしょう。

○高橋河川課総括課長 2の項目の工事場所では52カ所ということです。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第33号宮古港藤原地区海岸防潮堤（第5工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることついてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木港湾課総括課長 議案（その4）の3ページをお開き願います。議案第33号宮古港藤原地区海岸防潮堤（第5工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることついてを御説明申し上げます。宮古港藤原地区海岸防潮堤（第5工区）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案説明資料の15ページをお開き願います。工事名は、宮古港海岸藤原地区防潮堤その5工事。工事場所は、宮古市藤原地内。契約金額は12億7,656万円で、請負率は88.96%でございます。請負者は株式会社本間組であります。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古市藤原地区において、防潮堤を新設する工事です。工期は470日間で、平成28年度から平成29年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、16ページに入札結果説明書、17ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いた

しました。

次に、議案第34号北上川上流流域下水道北上浄化センター受変電設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○幸野下水環境課総括課長 議案（その4）の4ページをお開き願います。議案第34号北上川上流流域下水道北上浄化センター受変電設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

北上川上流流域下水道北上浄化センター受変電設備更新工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の18ページをお開きください。工事名は、北上川上流流域下水道北上浄化センター受変電設備更新工事。工事場所は、北上市相去町地内。契約金額は4億8,600万円で、請負率は97.13%。請負者は、株式会社東芝・北上電工株式会社特定共同企業体であります。

工事概要ですが、今回更新しようとする3カ所の受変電設備は、電力会社から発電した電圧6,600ボルトの電気をそれぞれの負荷設備に適した電圧へ変換するとともに、配電線事故等における負荷設備の保護などを行うものであります。昭和62年度の供用開始から29年が経過し、標準耐用年数の20年を超過し老朽化が進んでいることから、今般設備に更新を施行する工事を行うものであります。工期は平成30年3月15日までで、平成28年度から平成29年度までの2年間の債務負担行為で行うものであります。

なお、19ページに入札結果説明書、20ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第35号北上川上流流域下水道矢巾幹線2条目築造（管渠工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を

求めます。

○**幸野下水環境課総括課長** 議案（その4）の5ページをお開き願います。議案第35号北上川上流流域下水道矢巾幹線2条目築造（管渠工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

北上川上流流域下水道矢巾幹線2条目築造（管渠工）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の21ページをお開きください。工事名は、北上川上流流域下水道矢巾幹線2条目築造3-1工区（管渠工）工事。工事場所は、紫波郡矢巾町高田地内。契約金額は、6億318万円で請負率は90.28%。請負者は、戸田建設株式会社・株式会社水清建設特定共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は岩手医科大学及び附属病院等が平成31年9月に矢巾町へ移転することに伴い汚水量の増加が見込まれることから、流下能力が不足する高田汚水中継ポンプ場から都南浄化センターまでの区間約700メートルに2条目管を整備する工事を行うものであります。工期は542日間で、平成28年度から平成30年度までの3カ年の債務負担行為で行うものであります。

なお、22ページに入札結果説明書、23ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○**中平均委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**柳村岩見委員** 請負契約の審査ですから、質問の中身はふさわしくないかもしれませんが。

今審査してきました最後の5議案は追加提案でございます。東日本大震災津波からの復旧、復興という取り組みでは追加提案というのはいりという事で取り組んでいます、こういうことであります。この五つの追加提案の中に、東日本大震災津波からの復旧、復興とは直接関係ない請負契約案件があるということです。これは、どのように整理するのですか。私はどう整理し、県土整備部の皆さんはどう整理されているのか。

いわゆる追加提案ということは、何でもかんでもそこに入り込んでいけばいいということではない。もともと追加提案というのは、余り簡単でないという状態で、東日本大震災津波からの復旧、復興の中で、一日も早い復興ということを目指すときに、追加提案があり得るということで進んでいるわけです。そこに何でも入り込んでくるわけではないというのが基本だと思うのです。でもこう入り込んでくるということで、このことについてどう整理するのですか。

○**幸野下水環境課総括課長** 当課で提案しました議案第34号、第35号の2件は震災復旧工事ではない工事でございます。委員がおっしゃるとおり、追加提案に関しましては、東日本大震災津波被災以降、発注工事が非常に膨大になったということを受けまして、県議会におきましても特段の御配慮をいただきまして、追加提案等の審議をいただいているとこ

ろでございます。

今回当部のほうで提案させていただきました北上川上流流域下水道事業の2カ所については、本来は当初提案を目指して事業を進めてきたところではありますが、事務の中でどうしても当初提案に間に合わないおくれが生じまして、この時期になってしまいました。委員がおっしゃるとおり、本来であれば当初提案にのせるべきということで、スケジュール管理が若干甘かったというふうに認識しております。そう言いながら、このタイミングまでに仮契約がなされまして、当部としては一日でも早く工事をスタートさせ、この工事の効果をより早く発現させたいと考えておりました、提案させていただいておるところでございます。今後は、当初提案できるようスケジュール管理を徹底してまいりたいと考えております。

○柳村岩見委員 後半のほうの答弁は、いわゆる早く工事がなされて、完工して効果があらわれることを願うという意味で、このケースはどれにも言えるわけです、その話は。部長、やっぱり大変難儀かけているので、これ以上のプレッシャーをとというのは、またさながらどういふものかとも思うし、苦勞されている状況に対して大変御苦勞さまですと、こうも申し上げたいし、そう思っております。

ただ、議会との関係で、定例会に当初提案、いわゆる定例会に間に合うとか間に合わないとかというのは大問題なのです。そして、間に合うにしても当初提案であるか、追加提案であるかということは大問題なのです、もともと。ですから、そこを理解した上でないと、少しでも早く着工、仮契約して本契約に至っていけばいいと、早く終わればいい、効果が上がればいいというのは、何でもそのとおりのことです。だけれども、また簡単に言えば二代表制の中でのこういうやりとりが存在している、必ずそこにあるわけですので、そこは節度を持ってやらなければならないということを基本にして、意外と簡単に入ってきたのだと思うのです。これ橋のほうは、違いますか。

○遠藤道路建設課総括課長 今回御提案申し上げました柵の瀬橋の上部工工事でございますけれども、北上川遊水池事業と調整を図りながら、これまで進めさせていただきました。下部工工事について、完成のめどがつかしましたことから、WTO政府調達協定の対象工事として今回入札公告等を実施し、契約して議会のほうに御提案させていただいたものです。

WTO工事といたしまして、入札公告は7月19日に行ったところでございますが、入札手続、仮契約まで3カ月間の期間を要したものでございまして、9月議会当初提案に間に合わせることはできないでしまいました。

WTOの入札といたしますと、年に数回しかなく、この前となりますと、4月の公告というような状況でございました。

復興支援道路としての整備をさせていただいているものでございますので、とにかくこちらのほうについても、できるだけ復興に資する形で整備を早期にさせていただきたいという思いがあり、現場のほうの状況も踏まえながら、何とか頑張って手続を進めさせてい

いただきましたが、今回このような形での御批判となったところでございます。今後努力してまいりたいと思います。

○柳村岩見委員 W T Oにおける事務過程というのは、当然存在するわけだから、それは全然理由にも何もならない、当たり前な手続である。そこは余り言わないほうがいいということ。これからないようにしたいというのは、さながら余り言わないほうがいい。

ところで、部長、どういう整理をして、投げかけているので、しゃべりづらいのだけでも、これは大きな基本ではありませんか、いかがでしょう。

○及川県土整備部長 議会で当初提案を目指すということは、まさしくそのとおりでございまして、大震災から、できるだけ早くしよう、提案しようということでやってきた中で、つつい通常事業についても、できるだけ、もう作業が終わって、手続が済んで、仮契約ができたらすぐ提案しようというような流れになっていたということで、そこはちょっと認識が薄れていたと思っております。

今回下水道の工事2件につきましては、通常工事、内陸での工事ということでございまして、これについてもまさに先ほど課長が言いましたように、早期に事業効果を発揮したいということはそのとおりのですけれども、それでもまずは議会と執行部との関係において、できるだけ当初提案を目指すようなスケジュール管理を今後はしていこうと思っております、その辺は今後注意してまいりたいと考えております。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

○遠藤道路建設課総括課長 先ほど御質問のありました柵の瀬橋の旧橋撤去の費用について回答させていただきたいと思っております。

全体といたしましては、10億円ほどを見込んでおりますが、北上川遊水池事業の負担金もございまして、県の負担としては7億円ほどとなっております。

○中平均委員長 それでは、先ほどの議案第35号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、県土整備部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から社会資本整備による効果についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○遠藤道路建設課総括課長 社会資本整備による効果について、さきの委員会におきまし

て道路整備に関連し御質問がありましたので、お手元にお配りしておりますA4判横の資料により概略を御説明申し上げます。

資料1 ページ目は内閣府の資料、日本の社会資本2012を参考に、当部のほうで作成したものです。

初めに、社会資本整備による効果といたしましては、資料にお示ししますとおり、フロー効果とストック効果というものに分かれます。

フロー効果としては、公共投資を行うことで生産活動を活発にし、原材料や労働力の需要の拡大や生産、雇用が創出されることによって消費の拡大など、経済活動を活性化させる画期的な効果と捉えております。一方、ストック効果につきましては、社会資本整備後に生じる効果として、例えば道路が整備され供用されることによって人や物の移動がふえたり、物流の効率化や生産性の向上による民間投資の誘発や観光等の活性化など、長期的にわたり経済を成長させる効果と言われております。ストック効果としては、安全安心を高める効果や生産拡大に資する効果、生活の質を向上させる効果などがあるとされております。

道路整備による事例を幾つか御紹介申し上げます。安心安全効果につきましては、橋梁の耐震化や津波を回避した道路整備によって、耐震性の向上や水害リスクの低減などの効果が期待できます。生産拡大効果については、高規格道路やインターチェンジ、港湾、工業団地等のアクセス道路の整備によって、移動時間の短縮や輸送費の低下に伴い、貨物取り扱いの増加などが見込まれるものでございます。生活の質の向上効果につきましては、市街地の道路整備、景観や生活環境に調和した道路整備により、渋滞の緩和や住民生活の安全性、快適性の確保が図られるとともに、ゆとりの創出などにもつながるものと期待されております。

次のページ以降で県内の道路整備によるストック効果について紹介いたします。災害に強い信頼性の高い道路としても整備した事例です。東日本大震災津波の際には、津波によって国道45号等の幹線道路が浸水のため通行どめとなり、迂回を余儀なくされました。三陸沿岸道路の完成供用により、津波等の発生においても通行どめが想定されるルートを回避し迂回時間を短縮することができるなど、主要都市間をつなぐ道路ネットワークの信頼性が向上いたしました。

次のページをお開き願います。物流の効率化によって地域の産業を支援しようとする事例です。宮古盛岡横断道路など、復興道路等の整備によって、沿岸部から内陸部へのアクセスが向上し、走行時間の短縮が図られることにより、沿岸部でとれた海産物の鮮度を保持したまま、また定時に届けることなどが可能となっています。このように沿岸部の主要産業である水産業にしても、海産物の高付加価値化や販路の拡大なども期待されております。

次のページをお開き願います。市街地における道路整備、景観に配慮したり、生活環境に調和した形での道路整備が地域の活性化にもつながるものと考えております。市街地に

おける電線地中化事業の実施により、景観に配慮した良好な歩行空間が確保されるとともに、道路標識を工夫したことによって、イベント等の開催を容易にするなど、地域の活性化に一役買っているという事例と捉えております。以上で説明を終わります。

○箱石空港課総括課長 いわて花巻空港の平成27年度収支が確定いたしましたので、報告をさせていただきます。お手元に配付しておりますいわて花巻空港の平成27年度収支（試算）の公表についてをごらんください。

空港別の収支については、空港運営に関する情報の開示提供等により透明性を確保し、利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、国土交通省が平成18年度決算分から国管理空港の収支を公表しております。国の公表を踏まえ、地方管理空港についても収支を公表するよう国から要請があり、本県でも平成20年度決算分から毎年花巻空港の収支を公表しております。今回平成27年度収支を取りまとめましたので、当委員会に報告し、公表するものであります。

公表する収支の内容についてですが、キャッシュフローベースの収支とは、県の一般会計歳入歳出決算からいわて花巻空港に係る現金の出納を抽出し収支を把握したものであり、また企業会計の考え方を取り入れた収支とは、決算に加え財産台帳、備品管理一覧表等に基づき、企業会計の考え方を取り入れた計算、減価償却費や退職手当引当金などの試算を行い、この収支を損益計算書の形で示したものです。また、いわて花巻空港の資産や負債を一覧で示す貸借対照表も作成しております。

お配りした資料の2ページ目、平成27年度いわて花巻空港における収支（試算）状況についてをごらんください。最初に、1、キャッシュフローベースの収支について御説明いたします。

まず、左上パターン①をごらんください。これは、空港の整備及び維持運営に係る全ての収支を計上したものです。表の下段の実質収支額ですが、平成27年度は16億700万円の赤字となり、前年度と比較し、収支の赤字額は9,800万円減少いたしました。その主な理由は、歳入において借入金が増加した一方、歳出におきまして借入金償還額が減少したことなどによるものであります。

次に、資料右側、パターン②をごらんください。これはパターン①のうち、空港の維持運営分の収支のみを計上したものです。表の下段、実質収支額ですが、平成27年度は6億2,600万円の赤字となり、前年度と比較し赤字が500万円減少いたしました。

次に、2、企業会計の考え方を取り入れた収支の試算結果について御説明いたします。資料左下、(1)損益計算書をごらんください。表の中段、営業損益ですが、平成27年度は23億7,300万円の赤字となり、前年度と比較し、赤字が12億1,600万円増加いたしました。その主な理由は、国際線受け入れ態勢強化のための空港ビル機能向上事業の実施による空港整備費が大幅に増加したものでございます。ここで営業損益の赤字が大きく増加したようになっておりますが、この財源として国庫補助金を活用しており、12億8,700万円が営業外収益の補助金等受け入れに計上され、営業外収益が13億円増加しております。こうした

結果、表の一番下の経常損益であります。平成27年度は6億5,100万円の黒字額となり、前年度と比較し、黒字額が1億1,300万円増加しております。

次に、資料右下、(2)貸借対照表をごらんください。有形固定資産は27年度末で459億4,600万円となり、前年度から9億4,400万円増加しております。その主な理由は、ターミナルビルの増改築工事による増床、旅客塔乗橋の増設等により資産が増加したものであります。

最後に、本年度の見通しであります。平成27年度で空港ビル機能向上事業が完了いたしましたので、今年度は歳出が減少する見込みでございます。今後は国内定期便の便数、利用者数の増に取り組むとともに、国際定期便の誘致など空港利活用の促進を図るとともに、引き続き空港の維持運営の効率化に努めてまいります。

以上で、いわて花巻空港の平成27年度収支の説明を終わります。

○中平均委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○軽石義則委員 急傾斜地崩壊対策についてお伺いいたします。きょうの補正予算でも出ていましたけれども、現状の事業の進捗状況並びに課題等ありましたらお示しをいただきたいと思っております。

○檜山砂防災害課総括課長 急傾斜地崩壊対策事業ということで、いわゆる民家等が崖に隣接しているのに対して施設を施すということでもあります。現在その整備に関しましては、県の中では整備が必要な箇所といたしまして約1,600カ所。そのうち整備済みは276カ所ということで、約17%の整備率になっております。これらにつきましては、やはりほかの事業と同様に、経費とか期間がかかるということで、なかなか整備率が伸びないという状況にあります。そういうこともありまして、ソフト対策等いろいろな対策を打ちながら安全策を講じていきたいと考えております。

○軽石義則委員 用地の問題等あって、なかなか進まないという事情も承知をしているところではありますが、今回の集中豪雨、台風を含めて、いつ、どこでそういう状況が発生するか、想定できないような状況になっておりまして、そういう急傾斜地に指定されているところは特に、地域の住民の皆さんが非常に不安を感じているのではないかと思いますし、私のところにも、いつ対策がされるのだろうという声も届いてきているところがございます。そういう意味で、当然優先順位はつけてやられていると思うのですが、早急にしなければならないという部分については、この1,600カ所の中で具体的にめどはついているのでしょうか。

○檜山砂防災害課総括課長 委員の御質問の優先の考え方ですが、確かに1,600カ所ということで膨大な数になっておりまして、その主な内容といたしましては、やはり被災した箇所と申しますか、多少でも崩れた箇所、それから要配慮者施設ですか、そういった方々がお住まいの地域とか、ある程度、住家とか集まっている場所、そういったところに対しまして、なるべく優先的に、重点的に施設の整備を施している、そういう計画になっております。

○**軽石義則委員** 重点的に取り組んでいる姿勢が、市町村初め地域の住民の皆さんには伝わっていると認識されているのでしょうか。

○**檜山砂防災害課総括課長** 補正予算のほうで説明しましたとおり、地元の市町村には工事費に対して5%から20%の費用の負担をお願いしている分がありまして、そういった整備につきましては、予算も含めながら丁寧な説明をさせてもらいまして、そういう大きな見方で進めております。

実際には地域の方々には、必要に応じてとはなりますけれども、年間を通して施設の点検パトロールをすとか、そういった形で常日ごろの安全につきましても周知させていただいております。施設整備に時間がかかるというような話はちょっとありますが、いろいろな形で我々の取り組みについては説明させていただいているところでございます。

○**軽石義則委員** 説明をしていただいているということでございますけれども、県のほうが考え方が市町村をくぐって地域の住民に行く際に、それがストレートに伝わっているかということ、いろいろフィルターを通したような伝わり方になっているようなところも漏れ聞いているところもございます。命にかかわる部分でございますし、そこに住んでいる方々は切実な課題でもございますので、市町村のほうも、県のほうで予算がつかないのも市としてはできないですという説明に終始すれば、本来の思いが伝わっていかないと思いますから、できればその辺をもう少し丁寧にできないものでしょうか。

○**檜山砂防災害課総括課長** 施設整備に関するということですが、最近はソフト対策ということで、危険箇所とか基礎調査、あとは指定といった折に、やはり危険ですということについて、そういった方向でも説明させていただいておりますので、それとあわせながら委員御指摘の内容につきましても、住民の方々に対しましても御理解いただけるように努力していきたいと思っております。

○**軽石義則委員** せっかくやろうとしている意思とか思いが伝わらないと、何もしてないになってしまう可能性もございますので、そのことはしっかりと伝えていただきたいと思っております。市町村と住民の皆さんとの連携がどうなっているかというのは、これは市町村の仕事かもしれませんが、そこもやはりしっかりと確認していただいて、その意思がしっかりと伝わるようなものに取り組んでいただきたいと思っております。

なお、具体的な1,600カ所全部の状況を聞くのもなんですので、緊急性のあるところについては、後で資料をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○**中平均委員長** では、資料のほうは後日。

○**柳村岩見委員** 先ほど道路建設課総括課長から説明いただき、ありがとうございました。意外でした。渋滞緩和というのがストック効果。道路行政の皆さんの中にはストック効果に対して日常効果と使う人もいて、日常効果だから、渋滞緩和は日常効果ではないかと、こう思ったのですが、ストック効果でいくと、こういうことで整理ができました。一番の発端をつくった者として御礼を申し上げます。

○**工藤勝博委員** 先ほど花巻空港の状況の説明ありましたけれども、国際便の受け入れに

対する空港整備もなされているわけですが、その状況と、それから定期便化に向けた取り組みというのはどのようになっているのか教えてください。

○箱石空港課総括課長 花巻空港の国際便受け入れに係る整備の状況でございますが、基本的には平成27年度で増改築が終わりまして、基本的な受け入れ態勢は完了しております。また、ことしの6月補正でGSE（航空機地上支援）車両と申しまして、大きな飛行機が来るときのし尿処理する車両ですとか、カウンター整備の費用を計上しております。

今後定期便の誘致の方向を踏まえながらの整備、またそれは定期便だけではなくてチャーター便の誘致に活用できてきますので、そういった整備を進めて受け入れ態勢を充実させていきたいと思っております。

○工藤勝博委員 受け入れ態勢は整ったということになるわけですがけれども、当初中華航空の孫元会長はたびたび岩手県にも来て現地を見ながら、その期待される部分が大変大きかったわけですがけれども、会社のほうの人事異動でトップがかわったということから、岩手県に対する思いが次の役員の皆さんに伝わっているのか、ちょっと心配なわけです。定期便も含めて、今後の台湾、中華航空の取り組みというのもどういう状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

○箱石空港課総括課長 中華航空の幹部は今年の6月に交代いたしましたけれども、基本的には、その後知事も東北6県の知事も共同のトップセールスとして、中華航空を訪問いたしまして、上席の副社長に面会しております。岩手県と台湾、中華航空は一つのチームとして、共通の目的である定期便を頑張っていきたいというお話はいただいております。一方で、6月に大規模なストライキもございまして、従業員の勤務条件の大幅な見直し、それに伴います全体的な路線の見直しといったこともございまして、この秋の定期チャーター便が見送りになったという事情がございます。

共通の目的は一致してございますので、そういう情勢を踏まえながらも、定期チャーター便等実績を積み重ねて、定期便につなげていきたいと考えております。

○工藤勝博委員 ぜひ今まで築いた流れを途絶えることなく頑張ってもらいたいと思います。そういう中で、今回の定例会でも質問があったわけですがけれども、知事も答弁しました東北一体となった観光推進と、あるいはまたそれに伴う受け入れ態勢をどうつくるかだろうと思います。東北といいますと、仙台空港にかなりの誘客があるわけですがけれども、それらの他空港とのすみ分けといいますか、その辺の連携というのはどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○箱石空港課総括課長 現在東北の定期便は仙台空港しかございませんので、仙台空港がその受け入れの柱になっていることはそのとおりかと思っております。

一方で、チャーター便につきましては、最近中華航空が東北の各空港を組み合わせまして、青森空港から入って花巻空港に出る、あるいは山形空港から入って秋田空港から出るといったような複数の空港を組み合わせるとして東北全体を広く周遊できるような運航もされております。また、タイミングが合えば、成田空港の定期便で入って花巻空港から出て行く

という事例もございます。

今年度、東北観光推進機構が中心となって、東北の周遊ルートを構築しておりますので、そういった各県の観光とも連携しながら、空港を組み合わせ、多様な東北といったものをPRしていきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 特に東北の観光の状態といいますか、外国の皆さんにも知っていただくという部分も必要ですし、また受け入れるほうの岩手県にとっても、これは本当に観光振興の大きな柱になるだろうと思います。そういう中で、せんだっての報道にもありました冬の観光で安比高原スキー場と宮城県の蔵王のスキー場が連携して、仙台空港に中国からのお客さんを入れるのだと。そういう中で、東北一体となった受け入れ態勢ということをやりたいのだと。いずれ2018年の平昌の冬季のオリンピック、その後の北京のオリンピックを目指した中国人のスキー客を取り込むという、時宜をうまく捉えたそういう対応だと思います。それらも含めて、仙台空港、花巻空港をうまく活用しながら、従来のような台湾ばかりではなく、中国あるいはまた韓国なりのPRをする必要があるのだろうと思いますけれども、それらはどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○**箱石空港課総括課長** 台湾以外の国についての誘致の取り組みでございますけれども、今委員御指摘のとおり、特に中国は今後大きなマーケットとして有用だろうと思っております。また、香港というところもリピート率も高く有望だろうと思っております。

韓国については、いろいろ事情というか状況がございますので、そちらについてはアプローチはしておりませんが、中国、香港といったところの航空会社につきましては、花巻空港が、特に北東北のへそのところにあつて、東北観光の周遊に適しているといったところを情報提供いたしまして、まずはチャーター便からということでPRして取り組んでいるところでございます。

○**佐々木宣和委員** まずもって、台風第10号災害の件に関しては、特別警戒等も含めて県土整備部の皆さんに感謝しているところでございます。

一般質問でも多少触れたのですが、災害公営住宅の建設に関して、東日本大震災津波のときに、かなりのコストでつくっていたと思うのですが、市町村と県と国と、どういうやりとりをしながら完成に向けて動かしていくのかというフローを説明していただきたいと思っております。

○**辻村住宅課長** 災害公営住宅の建設の課題についての御質問でございます。

まず、災害公営住宅につきましては、被災を受けました市町村が被災者の方々の意向調査を行いまして、実際どれくらいの戸数をどういった場所に建設するかといったような計画を立てる形になります。基本的に市町村が行う事業ではございますけれども、災害の大きさ等に鑑みまして、東日本大震災津波の折は県もその建設の一部を手伝うですとか、また県も県営住宅として建設管理にかかわったようなことを市町村のほうと協議させていただきながら、国に対して災害公営住宅の予算をどういうふうにしていくかのところだと思います。

今後岩泉町につきましては、現在町のほうでそういった意向調査を行うと聞いておりますので、それらの結果を踏まえまして、建設の協議に入っていきたいと考えております。

○佐々木宣和委員 まず、そういうふうな中でやるのだろうと思っておりますが、住民ニーズが一番高いというのは、発災後すぐだと思っております。それでどんどん時間がたっていくごとに、どこに住もうという形になっていくと思うので、町と連絡をとりながら、なるべく早急にやっていただきたい。

今回900世帯が全壊、大規模半壊、床上浸水というのがあったところで、仮設住宅が260戸。大体600世帯が無理して住むような形になっているのかと思います。仮設住宅と同時並行で災害公営住宅ができるというのが見えるといいと、助かると思っておりますので、きちんとやっていただきたいと思えます。

○白澤勉委員 それでは、私のほうからも何点かお伺いしたいと思えます。

まず初めに、流木対策について改めてお伺いしたいと思えます。一般質問でもいろいろ質問が出ておりましたけれども、まずはこの流木発生メカニズムについて、どのように県土整備部のほうでは把握されているのか、お伺いしたいと思えます。

○高橋河川課総括課長 今白澤委員がおっしゃられました流木というのは、河川に流れ込む流木ということでしょうか。河川に流れ込む流木の発生メカニズムということですが、例えば久慈川ですと、上流の山のほうから川沿いに立っていた木が流れ込んだり、あとは岩泉町の小本川ですと、延長48キロメートルあるその途中でも木が流れ込んだりしているということで、その発生源がどういうものなのかということは今調査しております。河川によって上流から来るものもあれば、あとは中流部から来るものもあるというふうに考えております。

○白澤勉委員 まさに、この流木の発生メカニズムというのが非常に難しいということだと思います。

それで、昨日の県土整備部長の答弁の中でも、流木対策については橋梁の改修に伴って、例えばピア（橋脚）の間隔を広めたり、流れがとまらないようにというような答弁があったかと思えます。私は、まさに矢巾町の平成25年の豪雨災害で、煙山小学校のところの橋にたまった流木により、河川が市街地に溢れて、本当に大きな被害があったという経験もしておりますし、この前も岩泉町の現場を見て、改めて流木の被害の大きさを感じたところでございます。

要は、橋梁を直しても、結局流木は流れていってしまうのだと思うのです。1カ所でスルーしても、結局その次の次のところでまたたまってしまいます。私は市街地の上流部のほうで、その河道内における流木の捕捉施設の整備、こういった部分も必要かと思っております。実際に北上川の砂鉄川のところで、パイルスクリーンといいますか、そういった施設が平成14年の洪水に伴って整備されている。あるいは私がほかに調べたところでは、最上川のほうでもあったり、いろいろそういうストリットダムとか、上流部のところで食い止めて流木が流れない、そういった仕組みみたいなものもやっぱりちょっと検討していかな

ければいけないのかと思うのですが、今後のその辺のお考えについてお尋ねいたします。

○高橋河川課総括課長 委員がおっしゃられました上流部での流木の捕捉ということで、参考までにちょっと、今回の台風第10号の関係でお話しさせていただきますと、久慈市の滝ダムというところがありまして、ダムでかなりの流木を捕捉いたしました。今回のダムの効果というのは、洪水調節もそうだったのですけれども、流木対策でもすごい効果を期待しております。したがって、今建設中のダムもありますし、あとは県内でもさまざまなダムがございます。そういうところで、既設の施設で捕捉はかなりできるかと考えております。

それから、委員おっしゃられました他県での事例を、今調査しております、例えば上流の川の幅の広いところで、洪水時、木が流れ込んで捕捉するような事例とかもありますので、そういうところを研究して、あとは今岩手大学の先生が流木について調査研究されていますので、そういう専門家からの意見もいただいて、捕捉の検討をしたいと考えております。

○白澤勉委員 ぜひその辺の対策を調査研究していただきまして、今回の河川改修事業、災害復旧ではできない部分もあるかもしれませんが、取り組んでいていただきたいと思います。ダムにかかった流木なども、いわゆる一般廃棄物として焼却費だとか、ダム管理費のほうで非常に経費がかかったりすることもあります。これについても有効活用できるような部分は、環境生活部なり他部局とも連携しながら、ぜひ取り組んでいただければと思います。

それに絡めまして、今山から木が流れてくるというお話もちょっとありました。やはり山の手入れというのにも必要になってくると思います。木材の積極的な使用という意味から2点目をお伺いします。

平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律というものが施行されております。県のほうでも県土整備部を初め農林水産部のほうでも積極的に公共施設、公共工事の公共工事木材利用推進行動計画というものを定めて進めていると思います。それは工事の中で積極的に使うという意味で、私はお話ししているのですけれども、県土整備部における公共工事木材利用推進行動計画の今の状況についてお伺いいたします。

○大久保技術企画指導課長 今委員から御質問のありました県土整備部の工事における木材利用の促進について説明します。

県土整備部における工事につきましては、請負契約書の中で、県産材の使用について優先利用をうたっています。そして、請負契約書の附属条件の中で、県産材を使った場合、どれくらい使用したか報告していただくこととなります。そういった形で、木材の利用については把握しているのですけれども、実際の木材の利用促進につきましては、木材というものは土木構造物から見ますと耐久性、強度に若干劣りまして、使用頻度としますと、それほど多くはないかと。主には、例えば環境対策だとか、あと景観とか、そういった対策を求められるところでの使用が多いと認識しております。

そういった中で、県で公共工事木材利用推進行動計画を策定しておりまして、今第4次計画の最終年。こちらは3年ごとの計画なのですが、平成26、27、28年度での取り組みとして、県全体の中で県土整備部の利用促進を図っておりますけれども、そこで利用量、2万1,000立米という具体的な利用推進目標が立てられまして、その達成を目指しているところです。

○白澤勉委員 御案内のとおり、岩手県は林業県でございまして、私は山の手入れを含めて、ぜひ積極的に公共施設、公共工事のほうで利用促進するべきだという立場から、それは山を保全したり、環境保全もそのとおりですし、治水対策にも寄与するという大所高所の視点からちょっと今お話ししております。

これは建築住宅課になるのかもしれませんが、一定規模以上の延べ床面積で、3,000平米以下の県の施設については、原則木材化を進めるという明確な指針を定めている県が、例えば秋田県や栃木県、埼玉県とか、ほかにもいろいろ全国でも何県かあるようでございまして、そういう指針を明確に定めることによって利用が促進されるのではないかと考えております。ぜひその辺も、今はどちらかというとならめましようというような形でいっていただけますけれども、土木工事のほうでは、そういう枠組みだとかということである程度限られている部分がありますけれども、建築住宅のほうにおきましても、ぜひ積極的な、そういう調査研究を進めていただければと思います。御所見をお伺いいたします。

○廣瀬建築住宅課総括課長 県産木材の活用につきましては、災害公営住宅の整備におきまして、例えば内装の木質化ですとか、また新規のプロポーザルの際に木材の利用というものを加味しながら審査をさせていただいて、県産木材の活用にも努めているところでおります。

ただいま教えていただきましたそういったような方針についてもしっかりと勉強しながら、県産木材の活用に資するような建築物の建設をこれからも検討してまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 最後に、災害公営住宅のお話もちょっとありましたが、県営住宅全般でちょっとお伺いしたいと思います。県営住宅の長寿命化計画の見直し状況というものが、今後どのようになっているのかということで、見直し状況を教えていただければと思います。

というのは、いろいろ老朽化している公営住宅がございまして。一方で今災害公営住宅を沿岸部、内陸部で建設しております。そういう新設の部分もありますが、県全体の公営住宅の今後の管理計画、見通しみたいところ、予算も限られているところの中で、今後修繕も含めてやっていかなければいけない状況にあるのかと思いますので、その見直しをお伺いいたします。

○辻村住宅課長 御質問の岩手県公営住宅等長寿命化計画の関係でございまして。この計画につきましては、総合的なストックマネジメント、カウント数がかなり膨大に及ぶものでございまして、こちらのマネジメントを実施することを目的に、平成21年度に、平成32年度までの計画を策定しまして、計画的な事業の実施に努めているところでございまして。

その後、東日本大震災津波に絡む災害公営住宅の新規大量供給ですとか、また将来人口推計といった状況の変化が生じたことがございますことから、現在これらの長寿命化計画の見直しを行っているところでございます。具体には、管理戸数の適正化を視野に入れまして、将来的な団地の集約ですとか、今後適切に維持管理していける状況をつくるため、いろいろと検討しているところでございます。

○白澤勉委員 恐らくいろいろ老朽化している県営住宅の中に、用途廃止も含めてスクラップ・アンド・ビルドみたいな形で、ある程度、新たなまちづくりが動いている全体の流れの中で、利用者目線で、今後整備計画というのか、整備方針みたいなものもつくられていくのかと思うのですけれども、今後のスクラップ・アンド・ビルドというのか、その辺の考え方がどういう形で整備されていくのか、最後に聞いて終わります。

○辻村住宅課長 今後の長期スパンでの考え方についての御質問だと思いますので、それについてお答えさせていただきます。

基本は、県が今保有しています公営住宅については、現位置での建てかえということが今後メインになってくると考えておりますが、高度成長期に特定の数、まとまって建てた団地等がございます。これは、人口のばらつきといいますか、入居される方々の希望する場所というのが変化していくところがございますので、必ずしも現地にこだわることなく、大きな目で、大胆な発想を持って、建てかえについては考えていきたいと考えているところでございます。

○神崎浩之委員 冒頭で台風第10号の説明をいただきました。その中の2ページに、乙茂地区の介護老人保健施設の場所がありますので、その兼ね合いで河川改修等をお聞きしたいと思います。

その前に、私は改めて県土整備部の皆さんが、災害発災直後から道路の応急復旧について素晴らしい御尽力をいただいたことに関して、敬意というか、努力を感じているところであります。

私も2日目、それから4日目と被災地に入ったわけなのですけれども、道路にたまった土砂を、やっとなにかき分けて一部開通とか、全く道路が寸断されたところを、脇の畑のほうに砂利を敷いて何とか通したとか、そういう場面を見せていただいて、本当に一秒でも早く何とか道路を通したい、通したのだという心意気というか熱意というか、責任感というものを感じました。改めて素晴らしいと思っております。

質問に入りますけれども、ここの乙茂地区なのですが、岩泉町には老人ホームが1カ所と、それから介護老人保健施設が1カ所、計2カ所で、その一つが現在機能していないということで、その再開を熱望されているわけなのです。一般質問の答弁でも、ここの川の改修とともにというお話がありました。そこで、県土整備部にかかわる話だと思いますが、最初に確認なのですが、今回の久慈市にしても宮古市、岩泉町にしても、浸水した地域に家を建てるだとか、それから施設を開所していくということについて、何の制限も今はないのではないかと思います。津波であれば、浸水地区に住居はだめですというこ

とがありましたけれども、市町村の整備計画の中で、ここは浸水地域だから家はだめです、商店だけですということがありますが、そういう制限が今はないと思うので、その確認。それから、今後、宮古市でも岩泉町にしても、ここは建てては困るみたいなことがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

住宅は住宅で改修なり改築なり新築をしていくと思うのですが、こういう公共的な施設というのは、設置者が直したいとか建てたいといった場合に、その監督官庁以外に、例えば介護老人保健施設であれば保健福祉部の介護保険のほうの、施設の基準で人員配置はいいですということで許可されていくわけなのですが、道路管理者なり河川管理者なり、広く県土整備ですよ。県土の上に建っているものなので、何かほかのところ、例えば学校であれば教育委員会だけでも、土地だとかその周辺の環境とかということで、県土整備部のほうで土地の利用制限を全くかけられない場合で、例えば道の駅の整備にしても、牛乳屋にしても、監督官庁以外に皆さん方との連携とか許可とか申請とかということもかかわってくるのか、その辺が二つ目です。

それから、具体的に介護老人保健施設を改修して、この場所でやりたいという意向であるのですけれども、この川を河川改修なり堤防で守っていくのか、そのあたりの計画なり考え方について、どこまでどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高橋河川課総括課長 委員がおっしゃられましたまず1点目の土地の利用制限に関してなのですが、発災直後、9月に岩泉町長初め岩泉町の担当職員と打ち合わせした際に、いわゆる災害危険区域という土地利用の規制の件を打ち合わせしたところです。岩泉町では、東日本大震災津波のときも災害危険区域というのとはかけていない。そして、住民の方に丁寧に説明して、ここは水がつかったところなので、なるべく建てないでほしいとかと、そうやって合意形成をして、あくまでも土地利用規制はしなかったということがありまして、今回も大規模に浸水したのですけれども、災害危険区域という土地利用規制は行わないでのまちづくり、そして我々としては河川改修を進めたいということで、役場とは常に調整を図って計画を進めているところです。

それから2点目のグループホームの再建ですが、乙茂地区のグループホームは、あそこで再建するという方針が立てられまして、補助の関係がありますので、現在保健福祉部のほうで事業の関係などを進めているところです。そこで、当然我々も保健福祉部と綿密に調整して、どんなスケジュールで再建するのかというのを確認しております。今委員がおっしゃられたように、あそこは今回の洪水で川があふれて浸水している。そのあふれた分を我々は川の中で流すような工法をとりたいので、川幅を広げるなり、堤防を築くなりということを計画しております。その計画を保健福祉部にもその都度情報提供し、あとは当然役場、それから地元の方々にも説明会を先日からやり始めております。

3点目の河川改修については先ほどお話ししたように、今回の洪水であふれた水が流れるように川幅を広げたり、堤防を築いたりということを乙茂地区では考えています。

○神崎浩之委員 グループホームは、あそこには再開しないので、介護老人保健施設です

よね。いずれ川を広げるなり堤防にするかということは、まだどっちにするかは決まっていなんでしょうし、それが完成してから、介護老人保健施設が建設されていくということなのか。同時にいくのかということ、それについて、大体いつごろなのか、もしわかればお願いしたいと思います。

○高橋河川課総括課長 今回の委員の質問は、介護老人保健施設の再建のことだと思って聞いたのですが、現在保健福祉部のほうから聞いている限りは、あの施設をある程度活用して、そこで再建するということですので、我々もその再建を考慮した格好で河川改修の計画を進めたいと考えております。

時期については、まだ保健福祉部のほうでも、今事業の導入の段階のようなので、はっきりいつまでということは聞いておりませんが、その都度情報交換して改修のスケジュールを調整しながら進めたいと考えております。

○神崎浩之委員 介護老人保健施設は新築ではなく改修ということだから、すぐ着手できると思うのです。ただし着手していいのか。例えば野球場、道の駅も、もう河川改修前にやっちゃっていいのか。それとも、ある程度河川改修してからにしてほしいということなのか、そこをもう一回確認したいと思います。

○高橋河川課総括課長 あの付近の施設の再建を先行してやっていいのかどうかという質問ですが、大規模な河川改修ですので、スケジュール感としては、3年から5年程度の期間を要すると考えております。施設の復旧につきましては、今の介護老人保健施設だと既設の補修なので、恐らくそんなに期間がかからないものと思います。したがって、洪水のあった際には、例えば上に避難するとか、あとは我々のほうでは、今回浸水した実績のデータも把握しておりますので、そういうデータを住民の皆様方にお示しして、避難とかを考えていただくようにお話ししたいと思います。

河川改修が先行して、付近の建物の再建がその後というスケジュールはどうしても難しいかと考えております。したがって、避難ということも我々は視野に入れて、地元の方々に説明したいと考えております。

○中平均委員長 この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。

この際、昼食のため午後1時まで休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○中平均委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第7号平成28年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○坂本次長兼経営総務室長 補正予算の説明に先立ちまして、今回の台風第10号災害に係

る企業局関係の被害の状況について御報告をいたします。

企業局の発電所、工業用水道施設につきましては、施設が破損するなどの被害はございませんでした。しかし、高森高原風力発電所の建設におきまして、風車の基礎部材を久慈港から一戸町へ輸送しておりましたけれども、台風第10号により道路が被害を受けまして、輸送を一時中断せざるを得なくなり、かわりの道路を確保して再開するなど、工程を見直しながら工事を進めています。詳細については後ほど御報告をいたします。

それでは、続きまして平成28年度岩手県工業用水道事業会計補正予算について御説明を申し上げます。議案（その1）の28ページをお開き願います。今回の補正予算は、国の補正予算、経済対策対応分として工業用水道施設の強靱化を図るため、老朽化した送水管等の更新及び耐震化対策を実施することとし、所要の経費について補正をしようとするものでございます。

第2条、資本的収入及び支出の予定額の補正でございますけれども、合わせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源並びに補填額を変更するものでございます。

収入の第1款資本的収入額、補正予定額の内訳ですが、第1項の企業債2億1,220万円の増額は、今回予定している事業の実施に伴い企業債を発行するものでございます。第2項の補助金5,560万円の増額は、国庫補助金の受け入れを見込んでいるものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の内訳ですが、第1項の改良費2億6,796万円余の増額は、工業用水道施設の更新工事等を実施するものでございます。第3条は、資本的収入の予定額を増額補正することに伴い、企業債の発行限度額を8億8,090万円に変更するものでございます。以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの補正予算に係る実施計画、変更予定キャッシュフロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の122ページから131ページに記載してございますけれども、これまで説明した予算の明細でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で企業局関係の議案の説明を終わります。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いた

しました。

以上をもって、企業局関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から高森高原風力発電所建設工事への台風第10号による影響について発言を求められておりますので、これを許します。

○吉田業務課電気課長 高森高原風力発電所建設工事への台風第10号による影響について、お手元にお配りしております資料により御報告いたします。

初めに、1の趣旨ですが、企業局が建設を進めている高森高原風力発電所につきまして、台風第10号により輸送路として使用していた国道281号が被災し、基礎部材の輸送ルートを変更したことにより、基礎工事におくれが生じているほか、来年度予定している風車本体等の輸送についても、代替ルートの検討を進めていることを報告するものでございます。

次に、2の事業概要ですが、裏側の参考、下の位置図をごらんください。風車は、全高119メートル、羽根の直径82メートル、1基当たりの出力2,300キロワットの風車11基を建設し、最大2万5,300キロワットの電気を3万3,000ボルトの送電線で変電所まで送り、そこから東北電力株式会社が6万6,000ボルトの一戸線に連結する計画でございます。

表側にお戻りください。総事業費は、約127億円。現地工事期間は、平成28年4月から平成29年11月までを予定しております。

次に、3の工程表を御説明します。当初計画は青色で、変更後の工程は赤色で表示しております。風車の工事につきましては、①、②のとおり、今年度は11基の基礎部材の輸送と9基の基礎工事を進める予定でしたが、台風第10号の影響による輸送のおくれで7基の完成にとどまっております。来年度は、残りの4基の基礎工事と③、④のとおり、11基のタワー及び風車本体の輸送、据えつけ工事、試験調整を行う予定です。

次に、この台風第10号による影響と対応でございますが、1、基礎部材は8月3日に久慈港に陸揚げ後、8月16日から27日まで4基を輸送したところであります。当初のルートは、下の図の緑色のルートであり、台風第10号による国道281号の通行どめにより、輸送を一時中断しました。

2として、代替ルートを検討した結果、下の図の青色のルートによる輸送が可能と判断したことから、道路管理者から通行許可を得て、10月13日輸送を再開し、11月5日までに残り7基の輸送を完了、全11基の輸送を完了したところです。

3、輸送が遅延したことにより、今年度の風車基礎は当初計画の9基から7基の設置にとどまることになりました。

4、また平成29年度に輸送予定のタワー部材や発電機、ブレードは今年度輸送した基礎部材より高さや重量があり、今年度の代替ルートでは通行できない区間がありますので、別の代替ルートについて調査検討中です。

5、したがって、運転開始までの工程につきましては、今後調整していく予定としております。

なお、裏面の上記には、今年度施工した風車基礎の写真を掲載しておりますが、説明は

省略させていただきます。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○工藤勝博委員 道路を通行する特殊車両というのは、裏面の①に見えているのですけれども、これは長さとか総トン数とか、通常の道路では走れないようなものでしょうか。

○吉田業務課電気課長 通常の道路を使いましても、幅いっぱいになるということもありまして、車両重量が今年度の部材につきましては、直径5メートル、高さ3メートル、重量30トンでございますが、来年については長さも40メートル近いものもありますし、重さも80トン、車両重量合わせて100トンという重量でありますので、通常の道路は難しいです。

○工藤勝博委員 その代替道路、今言った車両が通行できるように検討する、調査中とありますけれども、実際現状の中でどういう道路を想定していますか。

○細川業務課総括課長 まず、道路を通行するためには、当然でございますけれども、道幅がどうか、あるいはカーブがどうか、あるいは高さのあるものもございますので、道路の上に何か、例えば看板が張り出したものとか、脇から木が張り出したものとか、そういったことを全部にわたって調査いたします。それから、もう一つ大きな課題は、途中で橋梁がありますけれども、その橋梁が車両本体を含めた総重量に耐えられるかどうかが一番の課題と考えております。それにつきましては、今道路管理者のほうから橋の設計図等の情報を提供いただきまして、重さについて詳細に検討しているところでございます。

○軽石義則委員 工期が変わってくるというところもありますけれども、台風がなければ本来工事をする部分も着手していると思うのですけれども、一冬越えることによって、多分凍結や積雪等によって現場の状況も変化するのではないかとと思われるのですが、それらの対策等はどのように立てているのか教えてください。

○吉田業務課電気課長 工事現場につきましては、積雪等があっても十分来年度の工事には影響のないように、工事基礎の部分に養生の対策をしております。

○軽石義則委員 当然十分影響ないようにしていただくのは大事だと思いますが、かかる経費などについてのいわゆる補正含めてプラスになるようなことはないのでしょうか。

○細川業務課総括課長 今回理想な当初の計画ルートを通行できなくなりましたので、代替ルートを検討するというところで、その検討のための費用が一部上乘せになる可能性もございます。しかしながら、現在2年間の債務負担行為ということで予算がついておりますけれども、その範囲の中で、現在のところはおさまる見込みでございます。

○中平均委員長 ほかに質疑等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかになければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございます。